

野々市市監査公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、野々市市市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 27 日

野々市市監査委員 東 田 敏 彦

野々市市監査委員 中 村 義 彦

1 定期監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和 7 年 5 月 2 日
(2) 措置を講じた部局等 会計課
(3) 監査結果の公表年月日 令和 7 年 3 月 17 日（野々市市監査公表第 1 号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
支出事務 財務会計システムにおいて予算の執行状況、また、業務に係る手許資料を定期的に確認する体制を設けることを求める。監査資料作成基準日・作成時期・配布時期を予告した上でシステムの抽出資料をもとに監査資料として予算執行状況表を作成し、事務局から監査対象に配布したが、多くの課において、歳出更正、システムへの入力忘れを理由に資料の作成を待つよう、また、再抽出するようにとの依頼が目立った。歳出更正は、事業、節、細節を誤っていた例が複数あったことから適正に処理して頂きたい。契約等からシステムへの入力までに時間を要した事例もあったが、システムへの入力は速やかに処理するよう努めて頂きたい。また、システムの履歴と監査資料へ各部署が直接記入する内容が異なる例が多かった。職員によって手許資料の誤りを是正する機会がない様子が伺える。詳細は監査資料の訂正依頼とともに事務局から案内した。	財務会計処理が多くなる年度当初であることから、指摘事項について、日頃からの予算執行状況の確認や、速やかに財務会計処理を行うようにするなど全職員に対し周知しました。 また、会計課事務説明会においても、今回の件を周知し再発防止に努めます。